

# 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度等の適用制限の見直し

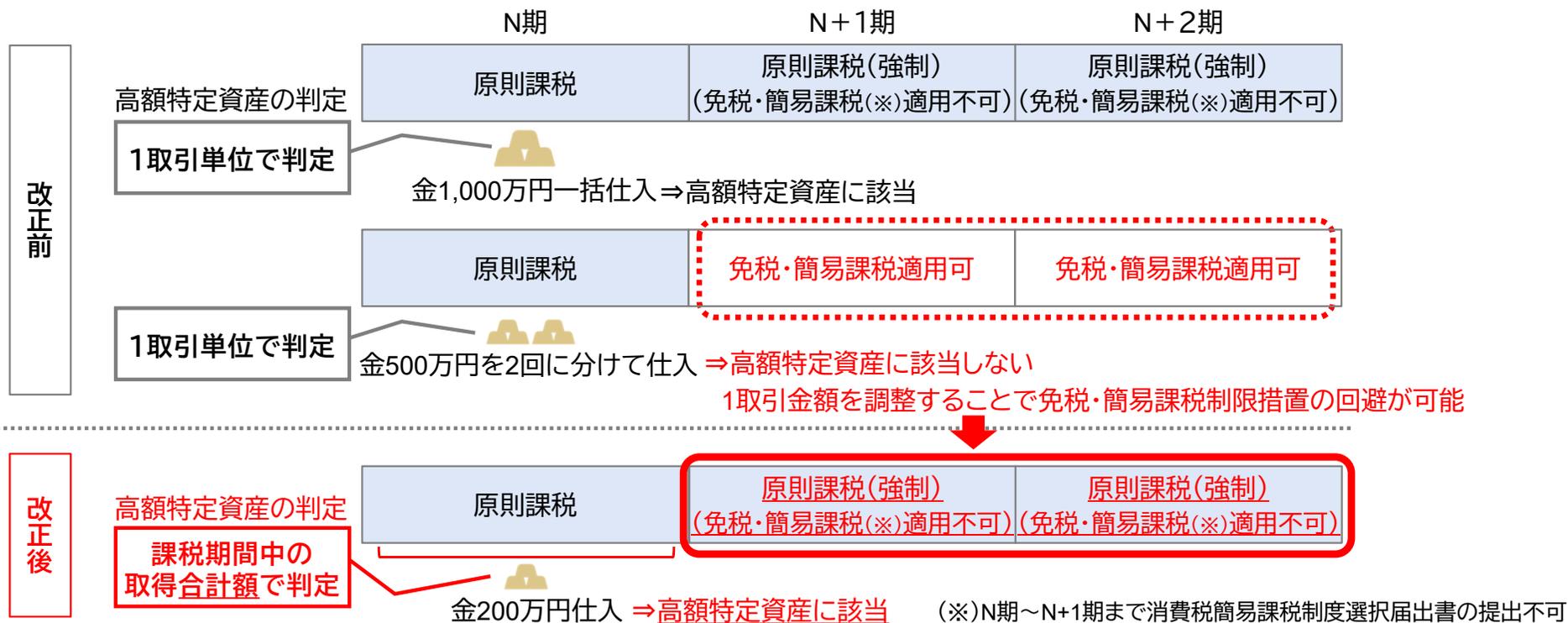
## 1. 改正のポイント

### (1) 趣旨・背景

高額特定資産を取得し、仕入税額控除の適用を受けた場合には、その後2年間、消費税の原則課税が強制される（免税・簡易課税適用不可）。棚卸資産として取得した1取引1,000万円以上の金又は白金の地金等（以下「金地金等」）は高額特定資産に該当するが、金地金等は1取引単位の金額を1,000万円未満とし、高額特定資産に該当しないように調整することが容易であったため、制度の見直しが行われる。

### (2) 内容

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円以上である場合が加えられる。



## 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度等の適用制限の見直し

### 2. 適用時期

2024(令和6)年4月1日以後の国内における課税仕入れ及び保税地域からの引き取りについて適用。

### 3. 影響

金地金等の1取引単位の金額を1,000万円未満となるように(高額特定資産に該当しないように)調整し、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置を回避することができなくなる。

### 4. 実務のポイント

本改正の趣旨背景から鑑みて、適用対象となる金地金等は棚卸資産に該当するもの(高額特定資産に該当する可能性のあるもの)に限られると考えられるが、投資目的で購入する金地金等も本改正の適用対象となるか否かが大綱上は明確には読み取れないため、法案の確認が必要である。

#### 【参考】

改正前: 高額特定資産の範囲(1取引単位の税抜金額が1,000万円以上の下記の資産)

区分	内訳
棚卸資産	棚卸をすべき資産で次に掲げるもの 商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、その他これらの資産に準ずるもの
調整対象固定資産	棚卸資産以外の以下に掲げる資産のうち、1取引単位の税抜金額が100万円以上のもの 建物、附属設備、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具、器具備品、一定の無形固定資産、一定の生物、その他これらの資産に準ずるもの

金地金等が高額特定資産に該当するのは、棚卸資産に該当する場合